

萩城御宝蔵と密用方

山崎 一郎

はじめに

江戸時代、萩城内に御宝蔵という蔵があつた。一般的に宝蔵(ほうぞう・たからぐら)は、「宝物を納めておくく。貴重な物品などを保存しておく建物。宝庫」(小学館『日本国語大辞典』)と説明される。

萩城の御宝蔵といへば、藩主毛利家が所蔵する御道具類や御什書(家伝文書)の保存場所として有名であらう¹。また藩財政史研究からは、藩主裁量経費としての性格の強い御仕置銀、撫育銀などの保存場所であつた点が指摘されている(いわゆる宝蔵銀)。筆者が関心をもつ文書管理史の視点からは、御什書類の他、藩政上の重要記録が保存された場所として重要であり³、また、安永三年(一七七四)に設置された密用方が、御宝蔵と密接な関わりを持ち活動した点

が注目される。七代藩主重就により設置された密用方は、成立期には主に重就の、のちには藩の指示を受け、藩や毛利家、さらには家臣の歴史を調べ記録を作成する仕事などを担当した。それは単なる文化事業ではなく、藩政上の重要課題に対応するものが多かつた⁴。御宝蔵は、藩主家および藩にとつての「宝庫」というに止まらず、藩の財政上および文書管理上で重要な役割を果たした場であつた。

御宝蔵の建設時期に関し、『もりのしげり』は寛文五年(一六六五)としているが、小川國治『毛利重就』によれば、史料的には寛文二年にすでに御宝蔵が確認でき、蔵は榎本遠江の当職在任中に建設されたという。また天保期の絵図から、蔵が本丸御殿北側にあつたことを指摘している⁵。一方、田中誠二の藩財政史研究では、寛文四年、それまで二の丸にあ

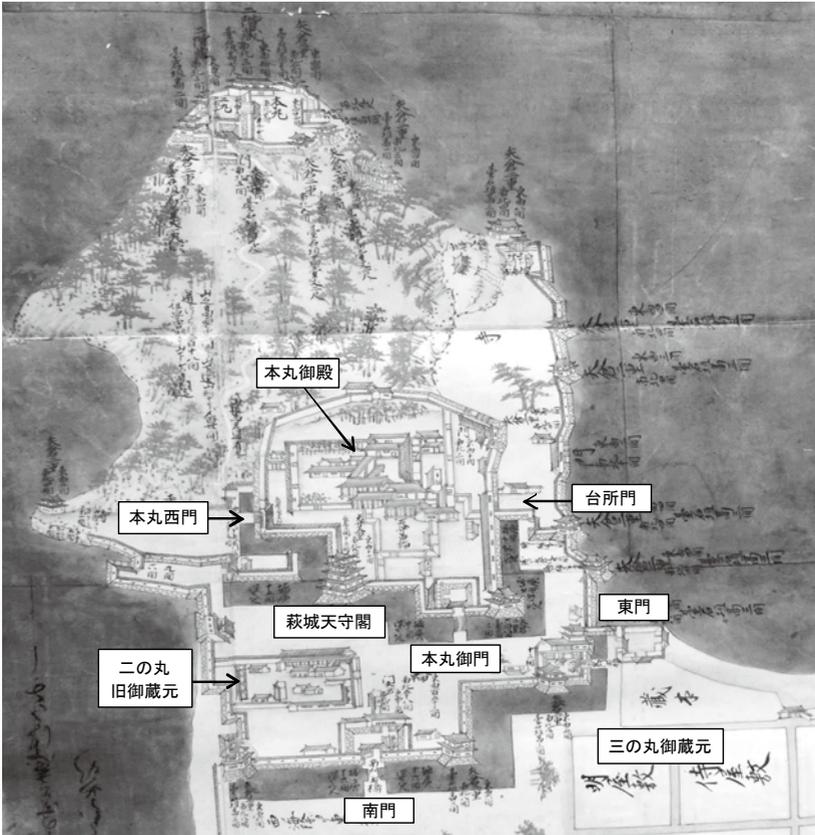


図1 元禄12年「萩御城下絵図」(58絵図410)
*本丸～三の丸部分

った御宝蔵が本丸に新設された事実が明らかにされている。また、毛利家文庫に残る御宝蔵指図では蔵は本丸西側に描かれる(後述)。これらをふまえれば、蔵の歴史はかなり変遷があったことがわかる。御宝蔵収蔵物の多くは、現在、財団法人防府毛利報公会(毛利博物館)で管理されるが、文書記録の中には当館毛利家文庫に伝来するものも少なくない。御宝蔵が藩政上で果たした重要性、さらには毛利家文庫との関係をふまえ、小稿では、まだ未解明部分の多い御宝蔵の歴史、城内での位置と変遷、その役割、密用方との関係などについて考えてみる⁶。なお、主に文書管理史の視点からの検討となる。

一 御宝蔵の収蔵品

最初に御宝蔵の収蔵品を概観する。密用方の活動に関連するものは三章で触れる。

(一) 藩主家所蔵の御道具類

先述のように、御宝蔵には御道具類と呼ばれた藩主毛利家所蔵の重器・重物類が保存された。御宝蔵

の収蔵品に関しては、出納・管理のため、御宝蔵方(御宝蔵を管理する役人)によりたびたび「御道具帳」という収蔵品台帳が作成された。表1は、享保期の「御道具帳」をもとに吉積久年が作成したものである⁷。「御道具帳」は九冊からなり、御道具類が表に示す項目に分類されている。また、おかる。おおまかには、藩祖毛利元就ゆかりの品々、武器類、家伝の文書類(御什書)、茶

表1 「御宝蔵御道具根帳」(享保14年カ)にみえる御宝蔵収蔵物

帳番号	道具名
1	元就様御道具御腰物並小道具
2	御武器
3	御什書・故有雑文
4	御書院道具・御数寄屋道具
5	御書物・銃砲之書・弓法之書・馬書・謡之本・鼓之書・舞之本
6	色紙短冊・歌書・連歌俳諧・古筆・御屏風・捲物
7	焼物・器
8	切之物・巻物・取集物
9	諸記録・櫃箱鎖鍵・荒道具

吉積久年「御道具帳」(『毛利家歴史資料目録-古文書・典籍編-』山口県教育委員会 1983年)の表1を引用。

道関係の道具類、書籍、文芸関係資料、絵画・卷子・掛軸・屏風類、陶器・器などの工芸品などで構成されていたといえる。

（二）藩主家所蔵の重要な文書記録

「御什書」（一）と重複するが、御宝蔵には「御什書」と称される藩主家伝来の家文書が保存されていた。大日本古文書『毛利家文書』に収録される鎌倉末から享保九年（一七二四）に至る一五七五通はその一部である。

「御什書」は、藩主の命を受けた藩士永田瀬兵衛が整理した。永田は享保三年（一七一八）八月に御什書御用掛に任命され、未整理状態にあった藩主家伝来の文書を分類・整理し、修理を加え軸装した。作業は享保九年にいったん終わり、卷子一五五軸と「御譜代帳」一冊が「御什書」として御宝蔵に納められたとみられる。「譜録」によれば、永田はその後、初代藩主秀就以来の女房奉書・御内書・老中奉書、御宝蔵や萩城天守に納められていた「封込櫃」の文書の整理なども担当している。

寛延二年（一七四九）二月、永田は「御什書絵目録」

（54 目次41）を作成している。その名のとおり「御什書」の目録で、奥書に「右就御什書混雑相分御代々修補可仕之旨、御先代享保八年春蒙尊命、翌九年閏四月致成就総目録調置候処、其後被相加其依有之、此度被仰付調替候」とある。「享保八年」とあるのは「三年」の誤記と思われるが、この奥書から、享保九年に整理を終えた「御什書」は、さらに追加文書が加えられ、寛延二年、目録を作成して最終的な形となったことがわかる。この目録に書き上げられた「御什書」は卷子一六〇軸、系図四軸、「秀吉公御代五大老御連判之御箇条」一軸、「御譜代帳」一冊である。追加分は、「証文写」二軸、「朽損証文写」一軸、「尾州小牧陣」一軸（以上が一六〇軸のうち）、系図四軸（一軸は「隆元公御裏判有之」）、「秀吉公御代五大老御連判之御箇条」一軸であった。永田瀬兵衛の編纂物 永田はほかに、享保五く十一年（一七二〇）二六に「閲閲録」二〇四冊、享保九年く寛保二年（一七二四）四二に「江氏家譜」三冊、「江氏家譜」や系図の典拠をまとめた「御系図家譜引書」（最終的完成は宝暦三年）などを藩主の命

で編纂しており、これらも御宝蔵に納められた。寛延二年二月、当役熊谷帯刀が当職益田河内に対し、「江氏家譜」等の防虫対策として樟脳を入れるよう、御宝蔵方へ命じて欲しいと申し入れている。¹⁰

徳川将軍家・幕府発給の文書 御宝蔵には、藩主毛利家が徳川将軍家や幕府から与えられた江戸時代の重要文書（領知判物、書状、御内書、老中奉書等）も保存された。これらが国元の御宝蔵で保存されるきっかけになったのは、安永元年（一七七二）の江戸藩邸焼失である。二月二十九日、江戸大火により江戸藩邸が焼失し、七代藩主重就が将軍家重から与えられた一字書出など重要文書の一部が失われた。このため藩は、以後、徳川将軍家発給文書など重要文書の原本を国元の御宝蔵保存とし、代わりに文書を精密に写した冊子を作成し、参勤交代時に国元・江戸間を持ち運ぶことにした。災害を契機とする危機管理対策である。十二月十一日、藩は草場周蔵らに命じ「御持回御判物長持入注文」（54目次78）を作成させる。草場らは中山又八郎（密用所）の協力を得て作業を進め、翌二年閏三月三日に完成させた。以後、

文書原本は国元の御宝蔵で管理された。¹¹

（二）藩政に関わる重要記録

御宝蔵には、藩政上の重要事件に関する文書記録も保存されていた。その多くは、国元の民政・財政を掌る当職所の記録であった。宝暦元年（一七五一）十二月、当職益田河内は御宝蔵方に対し、御宝蔵で保存している幕府巡見使・朝鮮通信使・代々藩主の初入国などに関する記録、および「其外当職方納置候御記録」の中に虫損の著しいものがあるので、来年より毎年虫干しを行うよう指示している。¹²

幕府巡見使の来藩、朝鮮通信使の領内（領海）通行、藩主の初入国は、いずれも数十年間隔で藩が経験するビッグイベントである。その対応には先例が重視されるため、準備から終了までの経緯をまとめた記録は後年貴重となる。もちろんそのすべての文書記録ではなく、出来事の終了後、当職所が担当役人に命じまとめさせた一件記録である。「当職方納置候御記録」とあるのは、当職所が重要と判断したそのほかの文書記録である。当職所が御宝蔵に納めた文書記録は、当職や担当役人の印のある封がされ

（「当職役之直符并存知之役人符前を以被納置」）、開封時は検使役人の立ち会いが必要とされた。

また天保十一年（一八四〇）時点では、七代藩主重就以下歴代の「御直筆御判物」や「御墨印物窺書」（当職が藩主に提出した問箇条）、宝曆検地後作成された土地台帳（「御両国御蔵入田畠石抔括一紙」他）なども御宝蔵で保存されている。¹³ これらも当職所管理の重要文書である。御宝蔵は当職所にとっての貴重書庫でもあった。

（四）万治制法

万治制法は、幕府法令や元就以來の法令をもとに編纂された毛利家中での最重要法令で、「毛利氏家中の憲法」（『萩市史』）、「いわば萩藩の武家諸法度」（『山口県史 史料編近世2』解説）と評価される。万治三年（一六六〇）九月十四日付け毛利綱広黒印状「当家制法条々」と寛文元年（一六六一）七月一日までに発布された三〇編の法令で構成される。

御宝蔵には、毛利綱広黒印状「当家制法条々」の原本が納められていた（御黒印箱入り）。毎年正月十一日、萩城本丸御殿の竹之間（もしくは松之間）では、

家臣を集め、「当家制法条々」を読み聞かせる儀式（「御制法読知」）が行われる。それに伴い、十日に御宝蔵から文書が持ち出され、式当日には「当家制法条々」が広間の上座に据えられた。翌日、文書は御宝蔵に返納される。¹⁴ 御宝蔵は家中の最重要法令の原本が納められた場所でもあった。

（五）御仕置銀・撫育銀

御宝蔵には御仕置銀や撫育銀が保存されていた。

御仕置銀は、藩政初期（元和・寛永期）の当職益田牛庵時代の納戸銀を先がけとして、堅田安房の当職在任中（承応元年（一六五二）七月〜明暦三年五月）から蓄積されはじめ、以後代々の当職に引き継がれ、寛文十年の当職引継ぎ時には銀にして五六〇〇貫目もの蓄積があった（そののち江戸出費増大等により払底）。御仕置銀は本会計とは別の特別会計で、吉凶の大札・普請役を含む軍役等の不慮に備える側面がある一方、藩主の「御遣銀」（藩主の裁量経費）としての性格を色濃くもったという。¹⁵ この御仕置銀が寛文年間より御宝蔵で保存されている。

また、宝曆検地後創設された撫育方が管理する撫

育銀も御宝蔵で保存された。撫育方は、宝曆検地の増石分四万石余を元に通常会計と切り離された別途会計で、藩主許可がなければ支出を許されない藩主裁量経費であった。¹⁶撫育銀が保存されたのは、安永六年（一七七七）に新設された新御宝蔵であった。

（六）防長土図

「防長土図」（県立山口博物館蔵）は、明和四年（一七七七）四～六月、萩藩の郡方地理図師有馬喜惣太を中心に製作された防長両国の立体地形模型である。対象領域の大きさ、その精巧さにおいてきわめて貴重な江戸時代の立体地形模型であり、現在、国の重要文化財に指定されている。「防長土図」は完成後萩城櫓で保管されていたが、安永六年（一七七七）三月より新御宝蔵で管理・保管されている。¹⁷

山田稔の研究によれば、「防長土図」本体は約80×180×80 cmもの大きさの三つの長持、付属する島々の土図は小櫃（63×39×25 cm）に納められていたという。合わせるとかなりの保存スペースを必要としたことがわかる。萩城櫓は諸役所の文書や道具類の保存場所に利用された場所だが、決して保存環境は良

くない。¹⁸「防長土図」が新御宝蔵へ保管転換された理由を、貴重な立体模型を良好な環境で保存するスペースが出来たため、とすることはたやすいのだが、一方で、新御宝蔵設置の政治的背景も含め理解する必要があると思われる（後述）。

二 御宝蔵の設置とその後の変遷

御宝蔵の設置時期、設置後の変遷について述べる。

（一）御宝蔵設置以前

御宝蔵は築城当初にはない。藩政後期の記録には、御宝蔵設置以前、萩城天守が御宝蔵の役割を果たしていたという記述がみえる。「御宝蔵、以前者天守二而御座候処、寛文九年御宝蔵調被仰付候」、¹⁹あるいは「秀就公御代、御道具天守二有之」とある。²⁰御宝蔵設置以前、重要文書が天守で保存されていたこと、あるいは御道具類が御宝蔵以外の蔵で保存されていたことは同時代文書で確認できる。

たとえば、寛永十六年（一六三九）には「奥御蔵」に毛利元就の腰物、錦の直垂、短冊・古筆、花入れ、



萩城天守閣

高麗香炉の茶碗、武具類、絵画・屏風など数多くの品が納められていた。²¹これらは藩主家の重器・重物であり、のち御宝蔵に納められたと判断される。

大納戸役は「侯家ノ調度ヲ管理スル役」とされる（『もりのしげり』）。藩政前期の大納戸方は、藩主家の一般的な道具類とともに「御重書」の保存管理も任され、天守などで保存・管理する場合があった。のちに御宝蔵で一括して保存・管理された重器・重物、重要文書は、御宝蔵設置以前には特定の一つでなく、奥蔵、天守、御納戸蔵、呉服蔵などに分散保存されていた。幕末期作成の「役人帳」に御宝蔵方とある者のうち、御宝蔵設置以前の時期の者は、それらの場所で重物・重器、重要文書をを管理した役人であったと思われる。

文書に関しては、承応三年（一六五四）六月二十一日、当職と国元加判役が藩士小濱勘右衛門に対し、国目付来藩に関する老中奉書など五通を納戸方で保存するよう命じた例がある。²²また、万治三年（一六六〇）一月十四日、藩士渡辺勘右衛門（就久）と村上安右衛門が当職榎本遠江へ提出した起請文では、これまで萩城天守で保存していた「御重書」を御用のため江戸へ送ることに関し、これを一切他言しないと誓約している。²³この例から、重要文書（「御重書」）が当時萩城天守で保存されていたことがわかる。渡辺と村上は天守での文書管理を担当した役人と推測される。渡辺の場

合、同家「譜録」に彼が「大納戸役」を務めていたと記す。さらに寛文三年（一六六三）三月十九日には、当職榎本が藩士井上勘右衛門に対し、これまで御蔵元の「呉服蔵」で保存していた幕府奉書類（萩城破損所修理、大坂の陣、広島城受取等に関するもの）を杉櫃に入れ萩城天守で保存するよう命じている。²⁴ここでも天守での重要文書の保存例が確認できる。

（二）御宝蔵の新設

はじめに述べたように、小川國治は、御宝蔵設置

時期を当職榎本遠江在任中（万治三年五月～寛文三年三月）とした。一方、藩政後期の諸記録は、設置時期をいずれも寛文期とするものの、i 当職毛利主膳在任中の寛文三年（「草舎年表」）、ii 次の当職毛利宮内在任中（寛文四年八月～同九年二月、「役人帳」）、iii 寛文五年（「御家年表」）、iv 寛文九年（「国御目付一事諸沙汰写」）など、微妙に異なる。

今回調べた限り、同時代文書で「御宝蔵」の記述が確認できる初見は、寛文元年七月朔日に定められた蔵元役人の勤務心得（「条々」）²⁷の中の「御宝蔵番のため足軽式人充付置申儀候」という記述である。これにより、当職榎本在任中、寛文元年には二の丸の御蔵元に御宝蔵があったことがわかる。

二の丸南部には蔵元役所と厩舎が置かれた。蔵元役所は蔵元兩人役が管轄し、米方・作事方・呉服方・濃物方・受銀方などがあった。こののち、厩舎と隣り合わせでは都合が悪いという理由から、御蔵元役所は寛文八年より三の丸へ移設される。²⁸

御宝蔵新設の背景には、御仕置銀の保存場所の創設という意図が考えられる。

寛文三年（一六六三）三月二十四日、当職が榎本遠江から毛利主膳へ交代し、御仕置銀の引継ぎが担当役人の間で行われた。その引継文書（「渡申御仕置銀之事」）には、表2に示す品々が御仕置銀として書き上げられてい

る。最初の注記が、そこに注目すべきが、そこにある。最初の注記が、そこに注目すべきが、そこにある。最初の注記が、そこに注目すべきが、そこにある。

表2 寛文3年(1663)3月24日引継ぎの御仕置銀

	種別	備考(内訳そのほか)
1	銀3,356貫554匁5分6厘8毛	大判100枚
		小判12,300両
		壹歩千切
		銀子2,503貫200匁5分6厘8毛
「外二」		
2	印子1貫592匁	鍵共に
3	阿川砂金3貫40目9分	
4	金ノ水風呂・茶碗・茶入共	755匁9分
5	金鏝1つむく	45匁5分
6	天文銀32匁6分	
7	御公用銀37匁5分	
8	銀銭3貫文	内1文不足、2文かけ

あり、榎本から「御蔵納」が命じられたものという。また「印子」以下(2、8)には、「益 牛庵老当職之節より御遣銀方ニ有之を、榎 遠江殿存を以被相改、御宝蔵江被納置候分」とある。藩政初期の当職益田牛庵(元祥)時代に蓄えられた御納戸銀の残りがそれまで「御遣銀方」で保存されていたが、榎本がこれを改め御宝蔵に納めるようになったという。²⁹

ここから、当職榎本の時に御仕置銀を御宝蔵で保存する体制が始まったことがわかる(ただし、御仕置銀の開始ではない。田中前掲書)。先述のようにこの時期御仕置銀の蓄積が進む。その額が大きくなるにつれ、よりきちんとした保存・管理が必要となり、御宝蔵が設けられたのである。当初の御宝蔵は、重器・重物の保存場所よりも、御仕置銀の保存場所の確保という財政上の必要から新設された可能性が高い。³⁰ 先述のように、寛文三年三月、当職榎本は呉服蔵保存の奉書類を萩城天守で保存するよう命じており、出来て間もないこの時点では、御宝蔵は重要文書の保存場所として使われていない。

なお榎本時代の御宝蔵は、まったくの新設ではな

く、既存の蔵を「御宝蔵」と名称変更したのではないだろうか。寛文四年(二六六四)、本丸西側に御宝蔵が新設されるからである。

(三)本丸への御宝蔵移設

寛文四年閏五月二十一日、御宝蔵方杉岡権之助が国重九郎兵衛らに宛て提出した文書(「請取申物数之事」)は、杉岡が御仕置銀を引き継ぎ御宝蔵に納め置くことを記したものである。その中に「右於御蔵元御宝蔵ニ被納置候得共、今度御本丸ニ新敷御宝蔵被仰付候付、毛主膳殿御存を以被納置候」という記述がある。御仕置銀はこれまで御蔵元の御宝蔵に納めていたが、今回本丸に新しく御宝蔵が建設されたので、当職毛利主膳の了解の下、本丸の御宝蔵に納めるといふ。³¹ この文書により、本丸内に新しい御宝蔵が建設されたこと、それが寛文四年閏五月には蔵として機能していたことがわかる。本丸への移設・新設は、寛文八年に始まる蔵元役所の三の丸移設に先行する動きと考えられる。

「前御宝蔵御指図」(58絵図628)は、毛利家文庫に唯一残る御宝蔵指図で、描かれるのは寛文四年新設

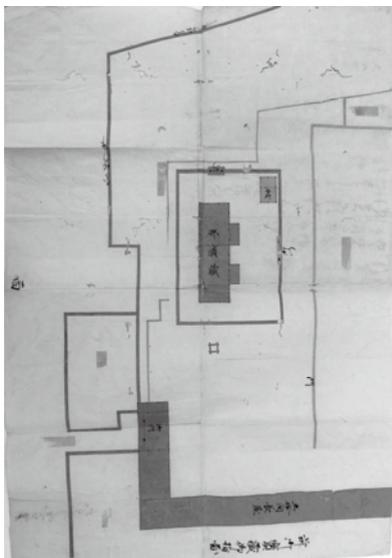
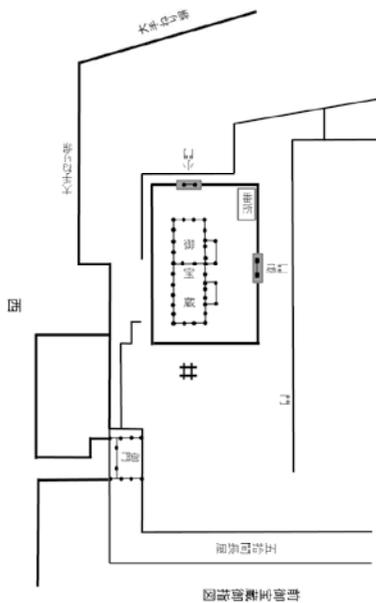


図2 「前御宝蔵御指図」(58絵図628)
*右図は原本をもとに山崎作成。



萩城御宝蔵御指図

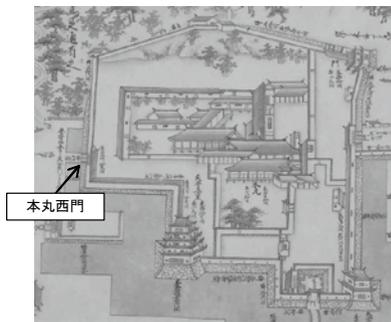


図3 慶安5年「萩絵図」(58絵図409)
*本丸御殿部分

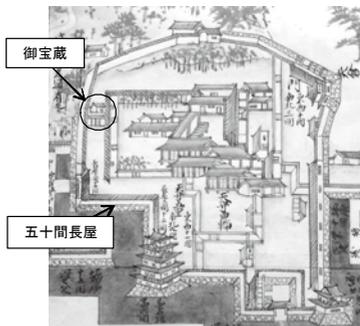


図4 元禄12年「萩城下町絵図」(58絵図410)
*本丸御殿部分

の御宝蔵である（図2）。これによれば御宝蔵は大小二つの部屋があり、それぞれ戸前（入口）が付く。敷地内に御番所があり、御宝蔵と御番所は塀で囲まれている。正面に御門、横に小門がある。御宝蔵南側に「五拾間長屋」があることから、この御宝蔵が本丸西側、西御門の北、大奥の西長屋（西御殿）と壁を挟んだ西側に設置されたことが判明する。

慶安五年（一六五二）「萩絵図」（58絵図409）では、本丸西御門を過ぎた北側には何も建造物はない（図3）。これに対し元禄十二年（一六九九）「萩城下町絵図」（58絵図410）では、西御門を過ぎた北側に塀・門があり、その先に建物が描かれている（図4）。模式的だがこれが御宝蔵であろう。

図2をみる限り、本丸御宝蔵は周辺構造物も含め本格的な「宝蔵」という威容をもつ。推測のように、二の丸の御宝蔵が従来の蔵の転用であったとすれば、設置期間の短さもあり、後年には印象が薄れ、本丸の蔵が御宝蔵の最初と記憶されていたのではなからうか（このことが後年の記録混乱の原因か）。また立派な「宝蔵」の完成により、この蔵が徐々に

御道具類や御什書の保存場所としても使われ始め、品々が集積されていっただろう。

なお二の丸の御宝蔵は、寛文十年までは御仕置銀の一部の保存場所となり、「古御宝蔵」として活用されている。³²

（四）正徳元年の移設とその後の増築・建替

御宝蔵の移設 本丸西側の御宝蔵は、設置から四十年を経た正徳元年（一七一））、本丸の別の場所に移される。この年移設された御宝蔵は、のち天明七（八年（一七八七））に大規模な建替工事が行われる（後述）。完成時、藩儒山根華陽・草場周蔵により「宝庫上梁文」（上棟式の祝文）が作成されたが、そこに御宝蔵の歴史を次のように記している。³³

藩国移封之初、仮蔵器于五層楼中、寛文紀元之後、新構庫於西廂牆側、文武之具共積万億之數、星霜之移已經四十余年日月相加、什物充棟廈屋、漸逼風煙侵窓、於是傍山胥收平崖弘基改作、即成于正徳初旧構遂至于明和末、爾來年久林木翳軒今也、地湿雨水溢境、蠹損器械、誰不慮焉蠹害凶書職是由也、主管之訴相府胥議、老侯勅基、

今侯継志、即命主庫之長、且委工局之司(略)

藩政当初は萩城天守で御道具類を仮置きしていたこと、寛文年間に本丸西長屋(西御殿)近くに御宝蔵を建て御道具類を保存したこと、それから四十数年が経過すると蔵内は品々であふれ、また蔵の老朽化が進み、かろうじて風煙を防ぐような有様となったため、山裾を切り開いて基礎を作り、正徳期に御宝蔵を新設したこと、明和末年、蔵の環境が悪化してきたため、担当者から藩上層へ修築が要請されて審議となり、結果、「老侯」(重就)が基礎を築き、「今侯」(治親)がその意思を継いで御宝蔵の建替を担当者に命じたこと、などが記される。注目したいのは正徳期の移設理由で、蔵の老朽化と狭隘化をあげている。時の経過を考慮すればうなずける理由である。

一方、安政二年(一八五五)に密用方が作成した「殿制考伺書」(8官邸38)では別の説明がある。「以前ハ御宝蔵も只今之西御玄関之処ニ有之候処、正徳元年之比、当時之処江御移させ被成、西御住居を御建広相成候儀と相見候」という。以前の御宝蔵は西御門の近くにあったが、正徳元年、現在の場所に移設

された。それは「西御住居」(西長屋・西御殿)の拡張工事のためであったという。移設理由としては、こちらが決定的なものになったと思われる。

各所で保存されていた御什書類は、永田の整理を経てこの御宝蔵へ移管・集中されたことになる。先述のように、十八世紀中期、防虫・防霉対策(樟脳入れ・風入れ)もこの御宝蔵でルール化する。

御宝蔵の位置 移設後の位置を示す絵図が三つある。

i ひとつは遠用物に残る本丸絵図である(図5)³⁴。この絵図には、本丸御殿北側の馬場筋のさらに北側に、「御宝蔵」とはつきり記されている。不思議なのは蔵が鍵型に描かれていることである。鍵型の蔵は考えにくく、よく見ると二つの蔵が渡り屋根か庇で繋がれたようにもみえる。東側には大納戸方と撫育方役所がある。撫育方は宝暦十三年(一七六三)新設、翌年に役所建物が出来るので、この絵図は明和元年以降のものとなる。

ii 「萩城御座敷廻り絵図」(58絵図807)は、「御宝蔵」とは明記されないが、iで「御宝蔵」がある場

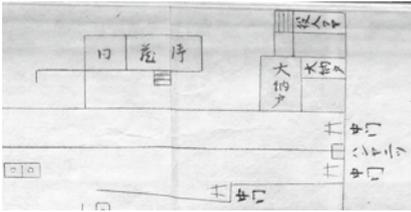


図6 「萩城御座敷廻り絵図」(58絵図808)
*御宝蔵部分拡大

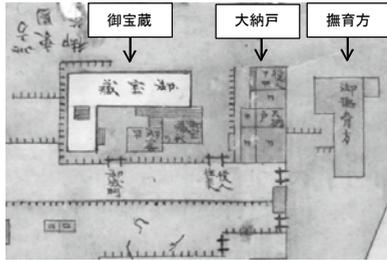


図5 御宝蔵部分の拡大図

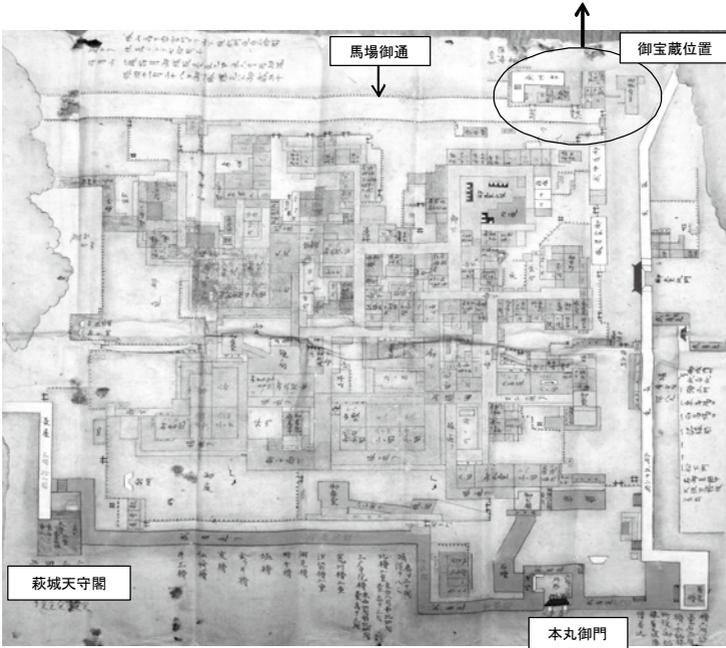


図5 「萩城中圖」(遠用物近世後期716)

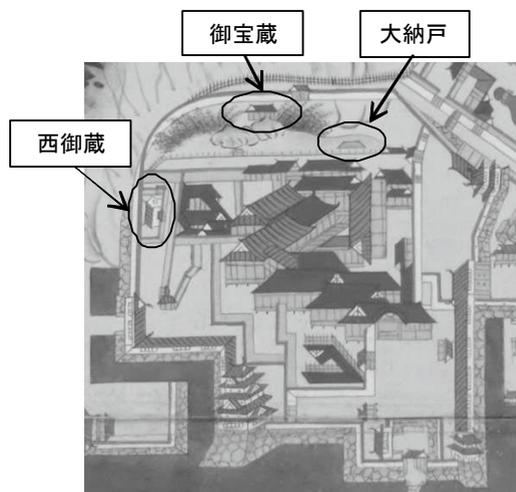


図7 宝暦元年「萩大絵図」(58絵図411)

*本丸御殿部分

所に「御蔵」の描写がある(図6)。二つの部屋からなる蔵が描かれ、iのような鍵形ではない。なお、撫育方の記載はないのでi以前の図となる。

iii「萩御城元御座敷之図」(58絵図809)は天保十四年(一八四三)の年号があるが、描かれた年なのか写された(あるいは入手した)年なのかは分からない。

御宝蔵は描かれていないが、御馬場筋通の北側に「此所ヨリ北之方御山江懸り御宝蔵、御納戸蔵、御花鳥等有之」とあり、i iiと同位置に御宝蔵があったことをうかがわせる。

このほか本丸御殿絵図には「萩御城内並西御長屋共差図」(58絵図818、『萩市史』収録)が知られているが、馬場通以北の記載はなく御宝蔵の情報はない。

i ii iiiから判断すると、正徳元年に移設された御宝蔵は、本丸御殿の北側、馬場筋を越えた塀の向こうに位置し、その並びに大納戸方や撫育方の建物があった。現在の志都岐山神社の下あたりが近い。

なお、宝暦元年「萩大絵図」(58絵図411)の本丸御殿部分には、寛文より宝永期の御宝蔵の位置に立派な建物がみえる(図7)。これは御宝蔵ではなく、「西御蔵」と考えられる(西御殿拡張工事後建造か)。御宝蔵は北側に描かれた建物ではないだろうか。

増設と建替 安永三年(一七七四)二月の「当職所日記」(現存せず)に、「御宝蔵之土地江御蔵一棟建調被仰付候事」という記事があったという(「当用諸記録提要 十」)³⁵。関連記事が「御密用所手子日帳」

の同年三月九日条にある。この日御宝蔵の蔵の棟上式が行われ関係諸役人に酒が振る舞われたという（「御宝蔵御蔵出来二付、むね上二而諸役人江御酒頂戴被仰付候事」³⁶）。

これらの記事は、安永三年二〜三月頃、御宝蔵の増設が行われたことを示すと考えられる。先述のように、遠用物の本丸絵図（*i*）では御宝蔵が鍵型に描かれている。これが蔵増設後の御宝蔵であれば、旧来の御宝蔵と増設の蔵が渡り屋根や廂などで繋がれた状態を描いた図として理解しやすい。

ところが御宝蔵本体は、天明七〜八年（一七八七〜八八）に大規模な建替工事を行う。七年四月頃から御宝蔵内の収蔵品を天守や新御宝蔵等へ移す作業が開始されている。十月晦日、棟上げ式が行われた。式参加人数は三八〇〜九〇人、振舞い酒は二石（*!*）に及んだとあり、工事の大規模さがうかがわれる。³⁷ 工事理由に関し「当用諸記録提要」には「御宝蔵大破二付建替被仰付」とあり、「宝庫上梁文」では経年による環境悪化を理由とする。翌年六月に御宝蔵は完成し、「宝庫上梁文」が書かれた。

（五）新御宝蔵

御宝蔵とは別に、新御宝蔵と呼ばれる蔵があった。寛政四年「国目付一事諸沙汰写」には、安永六年（一七七七）、城内の山中焰硝蔵を小畑に移設した時、新御宝蔵が建設されたとある。また、安永六年一月十五日、藩士兼重忠左衛門が新御宝蔵方と大納戸方の兼務（「御宝蔵新御役座頭人役并大御納戸頭人兼役」）を命じられている。³⁸ このことから、一月にはすでに新御宝蔵があったと考えられる。

前述のように、新設間もない安永六年三月、「防長土図」が新御宝蔵へ保管転換された。しかし新御宝蔵は、単なる「第二の御宝蔵」として建設されたのではない。当時の藩主重就の意図は、宝暦検地後創設した撫育方の蔵、撫育方が管理する撫育銀の保存場所確保にあつたと思われる。

重就の功績を顕彰する目的で作成された「御国政再興記」（安永八年）には、次のようにある。³⁹

御宝蔵銀も宝暦八年改には通用銀払底之御差間候処、此度当年（安永七年）十月改、前段に檢使書出候写に相見候様に、御撫育方蔵に十月朔日

改、現有銀金銀単にして凡弍千貫目余之辻、今
日現に有之辻に候(略)

何時いかやうの御差問事出来可仕哉難計程之時
節に付、如此只今御撫育蔵に積置被仰付候事

宝暦八年(一七五八)には御宝蔵銀が払底していた
が、藩主重就によつて不慮の出費に備えた備蓄が進
められ、安永七年十月時点では、二〇〇〇貫にも及
ぶ銀が「御撫育方蔵」に納められていたという。「御
撫育方蔵」とあるのが新御宝蔵を指す。そのことは、
天明二年(一七八二)、重就治世への批判に対する反
論書として作成された「御国政再興記 一二」にある、
次の記述からわかる。⁴⁰

当時御宝蔵並御撫育方蔵と別々之儀之様相見候
へ共、御実用は同一致之御沙汰根元之儀、追而
御譲与等之節は御趣向も可有之との御事に而、
近年新御宝蔵と号し、金銀置所旁として此内御
用意被仰付候

現在、御宝蔵と「御撫育方蔵」は別用途の蔵のよう
に(家臣たちには)見えているようだが、本来用途は
同じであるのが基本であり、「譲与」などの際(重

就から治親への藩主代替わりの意味か)には御趣向
(蔵の使い方に関する方針)が示されるとのことであ
る、近年この蔵は「新御宝蔵」と称しており、金銀
の保存場所などのために作ったものだ、と釈明する。
こうした一文があることは、蔵の使われ方に対し家
臣たちの批判があつたことを示す。

新御宝蔵にはすぐに「防長土図」が納められた。
しかし新御宝蔵は、「御撫育方蔵」とも呼ばれたよ
うに当初から撫育方と関係が深く、家臣たちには撫
育方専用の蔵とも見えたであろう。天明六年十二月
二十四日、俟約による役人削減に伴い、蔵を管理す
る新御宝蔵方が減員となり、撫育方頭人が兼務する
こともあつた(「当用諸記録提要 十一」)。

撫育方創設は藩主権力の基盤強化であり、撫育方
には藩主・係累の私財蓄積の機能が色濃いことが指
摘されている。また、撫育方設置は、当時士民の疲
弊とあいまって家臣の批判にさらされており、本会
計建て直しのため、家臣(特に財政担当者)から放出
が求められた事実もある。⁴¹

この状況を念頭におくと、撫育銀を新御宝蔵で保

管するあり方は、家臣たちに新御宝蔵を、藩主による私財蓄積の場、その象徴として印象づけたと思われる。そのことが「御宝蔵並御撫育方蔵と別々之儀之様」という疑念を生む。完成間もない新御宝蔵に「防長土圀」が移されたのは、うがった見方をすれば、批判を見越し、新御宝蔵も御宝蔵同様、藩の重要品を納める蔵であるというポーズ、撫育方専用の蔵という印象を弱めようとする意図を感じさせる。

結局新御宝蔵は、御宝蔵同様、藩主の御道具類（屏風など）なども納める場として用いられる。天明七年の御宝蔵修築工事の時には、新御宝蔵は御宝蔵収蔵品の一時的な置場としても利用された⁴²。さらに、同年二月頃には御宝蔵方が新御宝蔵を一括管理する形になる⁴³。撫育銀を新御宝蔵で保存するあり方は続くものの、当初のような、新御宝蔵＝撫育方の蔵という印象は弱まっていくのではないか。

（六）御宝蔵・新御宝蔵の規模

天明六年「御城内御作事諸御悩所坪数」（8官邸19）は作事方管轄の城内建物を書き上げた記録で、城内建物の種別、坪数がわかるものである⁴⁴。本丸の

蔵は、御宝蔵・新御宝蔵など八棟があった（表3）。御宝蔵は、本瓦葺き、三四坪余の広さをもち、本丸内で最も大きい蔵である。御敷地内には一五坪の御宝蔵役所（密用方の作業小屋、後述）や一坪半の番所小屋があり、門は四ヶ所、うち三つが本瓦葺き、一つが棧瓦葺きであった。一方、新御宝蔵は御宝蔵より小さい二二坪である。しかし、これも本丸内では三番目の

表3-1 「御城内御作事諸御悩所坪数」にみえる本丸内の蔵

No.	蔵名称	坪数		屋根形状
1	御小納戸方御蔵（戸前共）	20		屋根本瓦葺
2	御家具方同御蔵共二	18		本瓦葺、内1坪棧瓦
3	御道具蔵	16		屋根棧瓦葺
4	中ノ口御蔵	10		屋根本瓦葺
5	西御殿御蔵（戸前共）	15		屋根本瓦葺
6	御宝蔵御蔵（戸前共）	34	7合5勺	屋根本瓦葺
7	新御宝蔵御蔵（戸前共）	22		屋根本瓦葺
8	大御納戸方御蔵	27		屋根本瓦葺

表3-2 御宝蔵・新御宝蔵の規模・形状

蔵名称	附属施設等	坪数	屋根形状等
御宝蔵	役所	15坪	屋根本瓦葺、内3坪棧瓦
	御蔵(戸前共)	34坪7合5勺	屋根本瓦葺
	番所	1坪半	
	練堀	37間	
	渡堀	11間半	
	御門	3ヶ所	屋根本瓦葺
	前通り渡り堀	31間	
	御門	1ヶ所	屋根棧瓦葺
	外繋	10疋立	内5疋立、屋根檜皮葺
新御宝蔵	役所	6坪2合5勺	屋根棧瓦葺
	御蔵(戸前共)	22坪	屋根本瓦葺
	渡堀(用心口2ヶ所共)	27間	

御宝蔵は御宝蔵近くに設置されていたことになる。

大きさをもち、役所は御宝蔵役所より小さは六坪余りであつた。なお、「御城内御作事諸御悩所坪数」掲載の建物群が、現実の並びを反映しているとするれば、新

三 御宝蔵と密用方

安永三年(一七七四)十月二十八日、藩士中山又八郎が初代密用方に任命される。密用方は以後御宝蔵と密接な関係を持ちながら業務を行うが、それは密用方設置以前のあり方が踏襲されたものであつた。というのも中山は、密用方設置の一〇年前の明和元年(一七六四)七月、二五才の若さで江戸御国大記録方の書調物役および裏判役高洲平七御用物書調に任じられ、以後藩主重就が命じる調査・記録作成事業の担当者として長く活動した。この時代の中山は「密用所」とも表記される。密用所時代の中山の仕事が密用方へつながるのであり、この間認められた御宝蔵の利用の仕方、御宝蔵との関係のあり方が、密用方設置後も踏襲され幕末期まで続いていく。そこで本章では、密用所時代の中山の活動から振り返り、御宝蔵の利用のされ方がどのように形作られていったかを述べたい。⁴⁵⁾

(一) 密用所・密用方の活動

中山に命じられた最初の大仕事は、家臣が提出す

る譜録(「明和譜録」)のとりまとめ(明和元年十二月〜同四年三月)、および藩祖元就・隆元・輝元らの言葉をまとめた「御教戒」の編纂(儒者山根華陽の校訂。明和二年三月〜同四年九月)であった。

明和譜録は、元文譜録未提出者を対象に、藩が雛形を示し期日を限って提出を求めた。各家の系譜・系図、収蔵文書を書き上げさせたものである。御宝蔵が提出先とされ、中山は提出の催促と提出された内容のチェック(雛形通りかどうか)を担当した。譜録は「御教戒」編纂の参考資料という性格が強い。「御教戒」は譜録や閥閥録、御什書等の御宝蔵文書を元に、藩祖元就・隆元・輝元らの参考となる言葉を抜き出し、主題別にまとめ編纂するものであった。

この後は、諸国寺社の文書・棟札調査(明和八年)、元就二〇〇廻忌法要関係業務(明和四〜七年)、輝元一五〇廻忌法要関係業務(安永二〜三年)などを担当する。先例調査が不可欠な法要関係業務では、諸役所の文書記録調査をよく行っている。密用方設置以後は、相模国毛利庄の調査(安永四〜五年頃)、武芸諸芸御取立御内用一件(安永五〜六年)、「御国政再

興記」編纂業務(安永七〜天明二年)、「公族親姻録」作成(天明三年)などを担当した。

密用所および成初期の密用方は、藩主重就の求めに応じ、藩や毛利家、さらには家臣たちの歴史に関する調査や記録作成を担当した。それは単なる文化事業ではない。重就の知りたい(把握しておきたい)過去の歴史を調べることで、支藩から本藩を継いだ藩主重就の、藩内での政治的立場を強化する(歴史、先例に関する知識面で譜代家臣たちの優位に立つ)役割を担った。重要なことは、中山および密用方が、業務上必要であれば御宝蔵文書、さらには国元・江戸諸役所の文書記録を自由に閲覧・利用できる権限を藩主重就から認められたことである。こうした権限を与えられたのは中山および密用方だけである。寛政十年(一七九八)十月、重就が死去する。この後密用方は、藩主の仕事を担当する役所という性格よりも、藩の一役所として、藩が直面する重要な政治課題(幕府への毛利家系譜提出、国目付対応、海防問題など)解決のための調査事業、記録編纂事業を担当する役所という性格が強くなる。密用方が、

御宝蔵文書や諸役所の文書を調査・閲覧する権限を認められた役所であること、比較的長期勤務する役人が毛利家・藩の歴史や文書記録に精通していること、調査事業や記録編纂事業の経験が豊富であったことがその背景にある。

(二)密用方の御宝蔵役所

御宝蔵近くには、密用方の作業小屋、御宝蔵役所があった。これは密用所時代、中山の作業小屋として設置されたものであった。

中山の初期作業場 明和二年(一七六五)三月一日、藩主重就の江戸参勤を前に中山は、藩主留守中に担当する仕事を当役梨羽頼母から申し渡された。⁴⁶すでに担当していた譜録の取りまとめと「御教戒」の編纂である。この間の作業部屋には、三の丸の御蔵元に一部屋が割り当てられた。御宝蔵文書閲覧のため、藩主留守中、東御門や台所御門等を「名答」のみ(名前を言うだけ)で通過し、本丸内に入る許可も与えられた。⁴⁷八月、新たに萩片河町の松坂屋敷が作業場所となるが、ここは適切な作業環境ではなかった。中山の仕事は、御宝蔵文書をはじめ重要かつ貴重な

文書記録を扱い、それらの写本も保管する。火の用心や盗難対策が不可欠だがこの点に不安があり、中山はその対応策を上層部と相談している。⁴⁸

本丸御殿の新役所 明和三年六月九日、藩主重就が帰国する。同月晦日、中山は裏判役高洲平七に仕事の進捗状況を報告し、仕事が途中であることを伝える。その際中山は、作業場を松坂屋敷から萩城本丸の御殿内に移して欲しいと要望した。希望は聞き入れられ、かつて江戸御国大記録方が使用していた部屋が与えられた。部屋には大記録方が集めた資料なども残されており、これらも以後中山の管理となる。中山は七月五日よりこの部屋で作業を行う。⁴⁹

御宝蔵役所の新設 明和四年九月九日、藩主重就が参勤で江戸へ向かう。江戸参勤により藩主が萩城を留守にすると、期間中多くの役所が本丸御殿での執務を行えない。国元を掌る最高職当職も例外ではなく、この間は本丸御殿の執務部屋・下御用所から退き、城下の自らの屋敷を執務場所とする。藩主帰国後は必要な文書記録を持ち込み、再び本丸御殿の下御用所で執務を行う(その繰り返し)⁵⁰。中山も藩主不

在中は本丸御殿での作業はできない。藩主発駕前、大切な御用物は本丸御殿内から持ち出して御宝蔵に預けておくよう中山へ指示があった。中山は九月六日、閲録四箱、御什書写二箱、御系図御家譜引書二箱など計一四箱を御宝蔵に持ち運んでいる。⁵¹これは仕事のため借用したり書き写したものである。中山（のちには密用方）にとって御宝蔵は、仕事上の書庫、御用物の一時保管場所となっていく。

さらに、藩主留守中、本丸御殿が使用できない間の作業場として、御宝蔵近くに作業小屋が設けられることになった。普請が開始され、二十七日に終了、二十九日より新しい小屋Ⅱ「御宝蔵役所」で中山は作業を開始する。⁵²御宝蔵近くに部屋が設けられ、この上なく能率が高まったはずである。

本丸御殿とは離れているが、御宝蔵と御宝蔵役所は本丸内の施設である。中山は毎日のように通い作業を行う。藩主留守中、本丸への出入りが制限される中では異例のことであり、藩主直々の御用を担当する中山に最大の優遇措置がなされたことがわかる。以後中山は、基本的に、藩主在国中は本丸御殿

内の一室を作業場とし、藩主留守（在江戸）中は御宝蔵役所で作業をした。必要な文書記録は、そのたびに本丸御殿と御宝蔵・御宝蔵役所の間を移動させる。安永三年以降、密用方もこれと同様である。

ただし、時期や作業内容（作業従事者数）によっては広い作業スペースが必要となり、萩城本丸御台所門側の足軽部屋、東園御茶屋の建物、二の丸の洞春寺などが作業部屋となった時期もある。⁵³

（二）密用方と御宝蔵との関わり

中山および密用方は、仕事の性格上、御宝蔵内の文書記録を頻繁に閲覧利用した。その都度御宝蔵方に申請し、借用の手続きを取る（利用後は返却）。

御宝蔵文書を利用するためには、蔵内に何があるかを知る必要がある。明和五年七月二十四日、当職毛利織部が御宝蔵方に対し、御宝蔵の收藏品台帳（「御宝蔵新古御根帳」）を中山に貸し出すよう指示している。⁵⁴また、中山自身が御宝蔵に入り文書調査をした場合もある。たとえば明和四年七月には、御宝蔵内に当職名で符がされた文書を調査し、それを書き写した記録（「御宝蔵符込物書取相成候分八

冊」を作成している。⁵⁵ また当初、御宝蔵内に立ち入ることが許されたのは中山だけであったが、のちには中山の下で働く役人たちも許可されていく。⁵⁶ これらを通じ中山や密用方の役人は、御宝蔵内の文書記録の内容、蔵内部での位置について知識を積み重ねていったであろう。文書記録に限定して言えば、宝蔵内のどこにどんな内容のものがあるか、御宝蔵方より詳しくかつたと思われる。

「密局日乗」には、中山が御宝蔵方へ資料請求した際の文書が多く控えられているが、中山は、「〇〇が見たいので明日朝までに準備してほしい」など、性急な依頼をする場合が多い。自分の都合を優先して、文書記録の借用日時を決めた場合もある。

御宝蔵方頭人は、禄高二五〇〜一五〇石の大組士（家臣団の中核）から選ばれ、就任後は代官や長崎聞役へ転任するなど格の低い役職ではない。藩主家の重器・重物を管理するプライドもあったろう。これに対し中山は、藩主直々の仕事の担当者ではあるが、まだ若く序列も御宝蔵方役人より低い（明和期禄高は二五石余）。中山が御宝蔵方を文書の出納係のよ

うに扱うことに対し、御宝蔵方は穏やかではなかったようにみえる。御宝蔵方頭人が、御宝蔵の出入りを今より厳重にしたいと突然言い出して中山に反対されたり（中山も気が強い）、中山の借用希望文書について、当職の正式な文書（証拠物）がないと貸せないと手続き論で難癖を付け抵抗した時もある。⁵⁷

両者を調整する当職所は、おおむね中山の仕事を優先した対応をとる。「当職所御記録類其外、何二而も追々又八郎方申達次第貸渡候様沙汰」がある以上、中山が要望すればすべての役所文書をみせるべきという方針である。藩主直々の仕事は優遇される。両者の軋轢を感じさせる記事は密用方設置後はみえない。密用方が正式な一役所となったこと、御宝蔵の文書記録に関し密用方が御宝蔵方より詳しくなっていくこと、そして時間の経過により、次第に両者の関係もこなれていったであろう。

なお幕末期（嘉永元年六月）の例だが、密用方が蔵本兩人役へ文書の借用を要求したところ、「御用物」はむやみに他役所へ貸し出せない（「御用物、猥ニ他役所江難差出候」）、上層部の許可を得て欲しい

と返答され、密用方が「英靈公（七代藩主重就）御直筆にて当省江被下趣」を示し借用を認めさせたケースがある。⁵⁹ いったん藩主の認めた権限が、先例として幕末期まで有効性を持ち続けたことを示す。

（四）密用方御用物の保管場所としての御宝蔵

密用所・密用方は、担当する仕事によっては、御宝蔵収蔵文書以外に、さまざまな役所から文書記録を借用し、書き写している（使用後は原則返却）。

明和期の例では、当職所管理の文書記録はもちろん、「分限帳」「無給帳」「御仕置帳」を遠近方から（明和五く六年）、「寺社旧記」を絵図方から（明和六年十月）、藩主家法要関係記録を寺社所から（明和六年十一月）借用した例などが確認できる（「密局日乗」）。

借用され書き写された文書記録は、密用所・密用方の「御用物」となり御宝蔵で保存される。密用方御用物の保存庫として御宝蔵使用が認められているからである。借用した文書記録がずると返却されず、御宝蔵に保存され続けるケースもあった。結果御宝蔵内には、藩庁各役所の様々な文書記録、そ

の写本（複製物）が大量に保存されていく。

「分限帳」「無給帳」（萩藩の家臣台帳）は、遠近方が管理した帳簿である。毛利家文庫には藩政初期以降の大量の「分限帳」「無給帳」が残るが、多くは写本で原本ではない。この写本類は、原本を借用した密用方が作成した可能性が高い。また、当職所が正徳五年く享保九年（一七一五く二四）に編纂させた「大記録」一三〇冊も、毛利家文庫に残るものは当職所利用の原本ではなく、密用方の写本と考えられる。⁶⁰ 毛利家文庫には密用方が編纂した記録や密用方が書き写した諸役所の文書記録が数多くある。それらは密用方が自らの書庫のように利用した、御宝蔵内で保存されていた可能性が高い。⁶¹

御宝蔵は、密用方の活動を通じ、次第に藩庁の重要・主要な文書記録（もちろんそのすべてではない）の集積場所という性格も帯びていくのである。

おわりに

小稿での検討をまとめておく。

(1)藩政前期、萩城内には御宝蔵という蔵はまだなく、藩主家の御道具類や重要文書は、奥蔵、納戸蔵、萩城天守、呉服蔵などで分散的に保存・管理されていた。文書管理の点からは、萩城天守が重要文書の保存場所であったことが興味深い。

(2)御宝蔵の設置時期は、小川が指摘したように榎本遠江当職在任中で、史料的には寛文元年(一六六一)までさかのぼる。最初の設置場所は二の丸御蔵元であったが、寛文四年に本丸御殿西側に新設され、さらに正徳元年(一七一―)本丸御殿北側に移設された。安永三年(一七七四)に蔵の増設、天明七―八年(一七八七―八八)に大規模な建替工事が行われた。

安永六年には新御宝蔵が設置されている。

(3)当初御宝蔵は、御仕置銀の保存場所確保という財政上の要請から設けられた可能性が高く、のちに御道具類や御什書の保存場所としての性格を強めていったとみられる。新御宝蔵も当初は撫育方の蔵、撫育銀の保存場所を意図し設置された節がある。

(4)御宝蔵は密用方と密接な関係にあり(これは密用所時代にさかのぼる)、蔵近くに作業場Ⅱ「御宝蔵

役所」も設けられていた。密用方は御宝蔵文書の閲覧利用や蔵内部への立入り許可など、他役所がない権限を与えられていた。密用方は御宝蔵内に保管されている文書記録の内容や場所に通じており、この点では担当の御宝蔵方より詳しくかつたと思われる。

(5)御宝蔵には、御什書類や当職所管理の藩政上の重要記録などが保存されていたが、密用方の活動を通じて、次第に藩庁諸役所の重要・主要な文書記録やその写本も保存されていく。密用方御用物の保管場所として利用されたためである。御宝蔵は藩全体の重要・主要な文書記録の集積場所としての性格も帯びていった。

(6)藩の文書管理の点からみた御宝蔵は、単に保存されてきた文書記録の多さだけでなく、その質、内容が注目される。藩主家御什書類や当職所管理の藩政上の重要記録はもちろんだが、密用方の活動を通じ、江戸と国元、双方の役所の文書記録(多くはその写本)が保存された点が重要である。原則、役所の文書記録は上層部(当職・当役)の許可がなければ他へは見せない(「御用物、猥ニ他役所江難差出」とい

う縦割り制度の中、御宝蔵という場で、藩内横断的な文書記録の保存が実現していた点に意味がある。

加えて、藩政後期、御宝蔵と密用方が密接な関係にあり、密用方という役所・人の存在、活動を通じ、御宝蔵の保存文書が、藩にとって有用・必要な情報・知識を生み出す源となり得ていた点が重要である。この点において御宝蔵は、藩全体のアーカイブズとしても機能していたと評価しうる。

註

¹ 御宝蔵収蔵品の多くは、現在、財団法人防府毛利報公会（毛利博物館）で管理されており、概要は山口県歴史資料調査報告書『毛利家歴史資料目録―古文書・典籍編―』、『同―美術工芸品編―』（山口県教育委員会 昭和58年）に詳しい。美術工芸品を紹介した図録類に『毛利博物館名品選―絵画・文書の部50選―』（毛利博物館 二〇〇七年）、サントリ―美術館・東京ミッドタウン5周年記念図録『毛利家の至宝』（二〇一二年）がある。また「御道具帳」をもとに毛利家の絵画コレクションの変遷を検討したものに城市真理子「御道具帳にみる毛利家絵画コレクションの変遷」（『山口県文化財』20・21合併号 一九九〇年）。

² 田中誠二『萩藩藩財政史の研究』（塙書房 二〇一三年）。

³ 拙稿「萩藩当職所における文書の保存と管理」（『山口県文書館紀要』（以下『紀要』と略）第23号 一九九六年、のち全史料協編『日本のアーカイブズ論』所収 岩田書院 二〇〇三年）、「萩藩における文書管理と記録作成」（国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究』 岩田書院 二〇〇八年）第二章。

⁴ 密用方に関しては、拙稿「宝暦末々明和前期における萩藩の記録編纂事業について―江戸御国大記録方の設置および中山又八郎の活動―」（『紀要』第34号 二〇〇七年）、「萩藩密用方と中山又八郎の活動について―藩主重就期における密用方設置前後の動向―」（同第38号 二〇一一年）、「寛政く文化期前半における萩藩密用方について」（同第39号 二〇一二年）で検討した。

⁵ 『毛利重就』（吉川弘文館 二〇〇三年）108～109頁。

⁶ 特に断らない限り典拠史料は当館蔵毛利家文庫。以下、請求番号のみを示す。

⁷ 『毛利家歴史資料目録―古文書・典籍編―』解説「御道具帳」。なお、享保十四年に「御宝蔵御道具帳年来混雑」のため新しい御道具帳作成が命じられており（「御書付控」）、この「御道具帳」はこの年作成と考えられる。

⁸ 永田とその業績については、広田暢久「長州藩編纂事業史（其の一）（其の二）」（『紀要』第9・10号 一九八二・八三年）、同「長州藩史臣永田瀬兵衛と『萩藩閥閥録』編纂」（林陸朗先生還暦記念会編『近世国家の支配構造』所収 雄山閣出版 一九八六年）、拙稿「萩藩元文譜録と永

田瀬兵衛」（『紀要』第36号、二〇〇九年）。および「譜録 永田瀬兵衛政純」（県庁伝来旧藩記録188）。

⁹ 57御什書3・1「御什書写」一五七冊は、永田が最晩年の宝暦三年（一七五三）八月に完成させた「御什書」の写本群である。これには（158の1）の番号が与えられた「御什書写総目録」が附属するが、本来の目録は、54目次77「御什書写総目録」である。前者は永田が作業に用い、その後も用いられたもの（天保十二年の付紙もある）であろう。（158の1）には、「御什書」として卷子一五五軸と「御譜代帳」一冊が書き上げられており、これが享保九年時点での「御什書」と考える（「外二追加」として「諸家感状其外」一冊もある）。これと「御什書総目録」（54目次41）や54目次77を比較し、本文で示したものをその後の追加分と判断した。なお、寛保元年（一七四一）の永田「譜録」では、終了した仕事に「御代々之御什書致混雑候付而類分仕、修補被仰付候百六十軸」があり、「御什書」一六〇軸はこの時点で整理済みであったことがわかる。

¹⁰ 「御書付控」（40法令160（46の10））、寛延二年二月。拙稿「萩藩密用方と中山又八郎の活動について」。

¹¹ 「御書付控」（40法令160（46の11））。

¹² 「御書付控」（40法令160（46の38））。

¹³ 例えば「御在国中日記」（19日記24（22・2））など。

¹⁴ 田中前掲書、第四章「萩藩寛文期の藩財政」。

¹⁵ 田中前掲書、第九章「萩藩後期の藩財政」、第十章「萩藩天保期の藩財政」、第十一章「萩藩後期の経済臣僚たち」。

¹⁷ 山田稔「有馬喜惣太製作『防長土図』について」（『山口県立山口博物館研究報告』第16号、一九九〇年）、「萩藩繪図方關係年表」（『紀要』第38号、二〇一一年）、「萩藩郡方地理図師の職務と地位―有馬家の筆並騷動を巡って―」（『紀要』第40号、二〇一三年）。

萩城櫓での文書保存については拙稿「萩城櫓における文書の保存について」（『日本史研究』第503号、二〇〇四年）。

¹⁸ 寛政四年「国御目付一事諸沙汰写」（2柳宮26（5の4））。「役人帳」（10諸役54）のうち、御宝蔵方部分。「奥御蔵ニ有物本帳控写」（55旧記42）。

¹⁹ 遠用物近世前期1818。

²⁰ 遠用物近世前期561。

²¹ 遠用物近世前期2433。

²² 17年表37（15の2）。

²³ 17年表46。

²⁴ 『山口県史 史料編』近世2「萩藩近世前期主要法制史料集」（山口県、二〇〇五年）62頁。

²⁵ 『萩市史第一巻』144〜145頁、308頁。

²⁶ 田中前掲書、第四章111〜112頁。

²⁷ 御仕置銀の保存場所として御宝蔵が設けられた点は古く『毛利十一代史』が指摘している（第一冊611頁）。

²⁸ 益田家文書。寛文四年、本丸の御宝蔵へ御仕置銀が納められたことは田中前掲書で指摘されている（113頁）。

²⁹ 前掲書、「萩藩寛文期の藩財政」表（4）。

³⁰ 「記文棟札等」（8館邸57）。

³¹ 遠用物近世後期716「萩城中図」54目次91（18の10）。

- 36 19 日記 17（11の8）。
- 37 「密局日乗」（19 日記 18）天明七年四月～五月の記事、棟上式の記事は十月晦日条。
- 38 「御意口上控」（38 御意控 11（15の7））。
- 39 『毛利十一代史』第八冊 208～209頁。
- 40 右同 226～227頁。なお、「御国政再興記」一と二の性格の違いについては、河村一郎『御国政再興記』のこと―長州藩の宝暦改革―（『長州藩思想史覚書―山県周南前後―』所収 初出一九六一年）参照。
- 41 田中前掲書、第九～十一章。
- 42 「密局日乗」天明七年四月八日条、十五日条等。
- 43 「密局日乗」天明七年四月八日条、十五日条等。
- 44 「当用諸記録提要 十」。「新御宝蔵被成御引、根之御宝蔵二一所被仰付候付、御蔵引渡被仰付候事」とある。
- 45 『史跡萩城跡・史跡萩城下町保存管理計画策定事業報告書』（萩市教育委員会 一九九一年）に翻刻がある。
- 46 中山又八郎および密用方の活動は註4拙稿による。このためこまかな典拠を省略した場合がある。
- 47 「御密用所御右筆中山又八郎日乗」（19 日記 14）。
- 48 「密局日乗」明和二年三月二十一日、二十五日条。
- 49 「右同」八月十九日条。松坂屋敷は、宝暦検地時、小村帳役所として使用された（小川前掲『毛利重就』171頁）。
- 50 「同右」六月晦日条。
- 51 拙稿「萩藩当職所における文書の保存と管理」。
- 52 「密局日乗」九月六日条。
- 53 「右同」九月六日、二十六、二十七、二十九日条。御台所門番所の使用例は安永三年、寛政五年など（「密局日乗」）。
- 54 局日乗）。東園御茶屋の建物は享和元年（一八〇一）以降、天保八年（一八三七）まで使用されている（『史跡萩城跡（東園地区）整備計画策定報告書』 萩市教育委員会 一九九〇）。洞春寺（衆寮）は、天保十年（一八三九）、「三代実録」編纂の作業部屋となっている（『山口県史 史料編 近世1』「解説」 山口県 一九九九年）。
- 55 「密局日乗」七月二十四日条。
- 56 「右同」七月八日、九日、十三日条。
- 57 「右同」安永二年四月一日条など。
- 58 「右同」明和八年八月二十四日条、安永二年二月二日条。
- 59 「右同」明和四年三月十八日条。
- 60 「秘府定規続篇」嘉永元年六月二十一日条。
- 61 「密局日乗」文化七年三月九日条には、「大記録三十三方五十ノ冊迄出し候事」「同七ノ冊方十八冊迄写取、校合相済、御宝蔵え入候事」とある。
- 62 それらは御宝蔵方管理の御道具類ではないので「御道具帳」には載せられない。当職所管理の文書記録も同様。